

印刷請負契約における最低制限価格等設定案件 競争入札参加者心得(電子入札編)

令和6年3月27日 5水経契第574号

東京都水道局

(趣旨)

第1条 この心得は、東京都水道局（以下「当局」という。）が東京都電子調達システム（以下「システム」という。）を用いて行う印刷請負契約における最低制限価格制度の実施にあたり、対象案件の契約事務手続を適正に執行するため、競争入札等参加者心得（電子入札編）（平成16年8月20日付16水経契第688号）の特例として定めるものとする。

(法令等の遵守等)

第2条 一般競争入札若しくは指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札に際し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の関係法令、東京都水道局財務規程（昭和35年東京都水道局管理規程第22号）及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、当局の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な競争入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札参加者は、仕様書、補足説明書、質問回答書その他当局が交付する書類並びに電子データ（以下「仕様書等」という。）、別途交付があった場合はその契約書案その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行なわず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、開札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(システムの利用資格等)

第4条 システムを利用できる者は、当局の競争入札参加資格審査結果通知書に記載された者（そ

の者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該当局の競争入札参加資格審査結果通知書に記載された法人の代表者をいう。以下「代表者等」という。)又は当該代表者等から入札参加資格申請及び入札・見積権限について委任を受けた者(以下この条において「受任者」という。)とする。

- 2 前項に規定する代表者等及び受任者は、電子署名法に基づく電子証明書を取得し、当局に利用者登録しておかなければならない。

(資格確認及び資格の取消)

第5条 入札参加者は、告示等(一般競争入札の場合は地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告をいう。指名競争入札の場合は、当局がシステム等により一般若しくは入札参加者に対して行う告示をいう。)において指定した日時までに、指定した書類を指定した方法により当局に提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

- 2 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者(事業協同組合その他これに類するものの構成員を含む。以下「資格確認を受けた者等」という。)は、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当となったときは、直ちに当局に届け出なければならない。

- 3 前項に該当する者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、当局において特別の理由がある場合(被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合を含む。)を除くほか、これを取り消す。

- 4 資格確認を受けた者等が、次の各号のいずれかに該当すると認められたとき、又はこれに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したときは、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

(1) 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17水経契第724号)に定める取扱要件に該当したとき。

(2) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月15日付22水経契第368号)第3条第1項及び第2項に基づく排除措置を受けたとき。

(3) 契約の履行に当たり、物件の品質又は数量に関して不正の行為をしたとき。

(4) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(6) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

(7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

- 5 資格確認を受けた者等について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生した時は、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は、その見積もる契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に当局を被保険者とする当該競争入札に係る入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格の確認の通知（以下「確認通知」という。）又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第7条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
東京都債及び東京都水道局長（以下「局長」という。）が指定する地方債（以下「地方債」という。）	
銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
局長が指定する社債（以下「社債」という。）	
東京都水道局財務規程別表第1（以下「規程別表第1」という。）に掲げる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額
規程別表第1に掲げる金融機関に対する定期預金債権（以下「定期預金債権」という。）	当該債権証書に記載された債権金額
規程別表第1に掲げる金融機関の保証（以下「金融機関の保証」という。）	その保証する金額

- 2 入札参加者は、前項に規定する国債、地方債、金融債又は社債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が、国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債、金融債又は社債であるときは、当該債券を質権の目的としたことにつき、登録機関に登録し、その登録済通知書又は登録済証の提出により債券の提供に代えることができる。
- 3 入札参加者は、地方債、金融債又は社債を入札保証金に代わる担保として提供する場合にお

いて、当該債券が記名債券であるときは、当該債券を質権の目的となしたことにつき、社債原簿に記載又は記録しなければならない。

- 4 入札参加者は、定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第8条 入札参加者は、当局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金の全部又は一部を納付しないこととするときは、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の納付方法)

第9条 入札参加者は、第6条の入札保証金を納付する場合は、当局の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 当局は、入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該納入者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第10条 入札参加者は、当局から提示された図面、仕様書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 図面及び仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、契約締結の際、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。

(入札)

第11条 資格確認を受けた者等は、定められた期間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。また、資格確認を受けた者等は入札書提出の際には、当局があらかじめ定めた様式又はこれに準ずるものに必要な事項を記載し、記名したもの（以下「積算内訳書」という。）を作成しておかなければならない。

この場合において、入札保証金の納付を必要とするものについて、入札保証金納付済証明書を提出しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券である場合についても同様とする。

- 2 前項の入札は、あらかじめ届出のある代理人に行わせることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、確認通知又は指名通知において紙による入札が認められたとき

は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、署名（あらかじめ届け出た署名に限る。以下同じ。）又は記名押印（押印は、あらかじめ届け出た印鑑に限る。以下同じ。）の上、直接持参するか書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により入札することができる。

- 4 前項の規定に基づき入札する場合は、入札書（積算内訳書を含む。）は、指示された日時及び場所に到達していなければならない。

（入札の辞退）

第12条 資格確認を受けた者等は、入札を辞退するときは、定められた期間内にシステムにより辞退届を提出するものとし、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。

- 2 辞退届を提出しない者で、入札締切日時までに入札書がシステムのサーバに到達しない場合は、不参加として取り扱う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- 4 前条第3項及び第4項の規定は辞退届について準用する。ただし、辞退届の様式については任意によるものとする。

（入札書の書換等の禁止）

第13条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札方式の変更及び入札の中止等）

第14条 当局がやむを得ない事由により入札の続行を困難と認めた場合は、従来の紙による入札方式に変更することがある。その際には、本心得は適用せず、競争入札等参加者心得等に基づいて入札を行うこととする。

- 2 入札参加者が第2条及び第3条に抵触したおそれがあるときなど、当局が必要と認めるときは、競争入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、競争入札を公正に執行することができないと当局が認定したときは、競争入札の執行を中止することがある。

- 3 前項の規定により当局が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

- 4 競争入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

（開札）

第15条 開札は、当局が指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

- 2 入札者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当局職員が立ち会う。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札書を提出する時点及び開札時点において、入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月15日付22水経契第368号）第3条第1項及び第2項に基づく排除措置を受けた者（事業協同組合等にあつてはその構成員が該当する場合を含む。）のした入札
- (3) 定められた日時までに定められた入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付に代わる担保若しくは入札保証保険証券の提出をしない者のした入札
- (4) 第11条第4項の規定により紙による入札を認められた場合において、その入札書が定められた日時までに定められた場所に到達しないもの
- (5) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (7) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (8) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (9) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に署名及び記名押印のいずれもないもの（電子入札案件にあつては、入札書に署名又は記名押印に相当する電磁的記録がないもの）
- (10) 同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- (11) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (12) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (13) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (14) システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行なった入札
- (15) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (16) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (17) 当局が提出を求めた日時までに積算内訳書を提出しない者のした入札
- (18) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札予定者)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。ただし、次条及び第19条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をしたもの以外のものを落札予定者とすることがある。

第17条の2 落札予定者は、当局の指示により、積算内訳書を提出し、積算内訳の内容の確認を受けなければならない。ただし、第11条第3項の規定により既に積算内訳書を提出している場合は再度の提出を必要としない。

なお、提出された積算内訳書は返却しない。

(落札者)

第18条 落札予定者とされた者は、その者が提出した積算内訳書の記載内容を当局が確認した後、落札者となる。この場合において、落札予定者が提出した積算内訳書に記載された金額が入札書に記載されたものと異なる場合や、計算内容に誤りのある場合等、記載内容に不備若しくは不足のあるとき、又は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、当該入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札予定者とし、同様に積算内訳書の記載内容を確認した上で落札者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、当該者が行った入札は無効とする。

(1) 積算内訳書の提出を行わない者

(2) 記載事項が不明な積算内訳書を提出した者

(3) 記名のない積算内訳書を提出した者

(4) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した積算内訳書を提出した者

3 前項の規定により、当初の落札予定者が失格となった場合は、当該者の次に予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

4 第1項及び第17条の2の規定による確認を受けた落札予定者は、これを落札者とする。

なお、積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

(最低制限価格の設定)

第19条 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めて当局があらかじめ最低制限価格を設けたときは、第17条の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札予定者とする。

(入札の失効)

第20条 前4条の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が落札者及び落札予定者にならなかった場合は、当該者が行った入札は失効とする。

2 入札参加者（事業協同組合等にあつてはその構成員を含む。また、第2号にあつては、代理人、支配人その他の使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当することが、落札者及び落札予定者と決定されるまでの間に判明した場合は、その者のした入札は失効とする。

(1) 第5条第2項に該当したとき。

(2) 第5条第4項各号に定める者に該当したとき。

(3) 第5条第5項に定める事態に該当したとき。

(4) その他著しく信用を失墜する行為があったとき。

(くじによる落札予定者の決定)

第21条 落札予定者となるべき同価の入札をした者が決定すべき落札予定者の数を超えるとき

は、くじ引きの対象となる全ての者により、あらかじめ入札書に記入した「くじ番号」によりくじ引きを行い、落札予定者を決定する。落札予定者が、第16条により無効となる場合において、その者を除いてもなおくじ引きの対象者が落札予定者の数を超えるときは、落札者とならなかった者を除いて改めてくじ引きを行い、再度落札予定者を決め、その者の積算内訳書の確認を行い、落札者を決定する。これにより、落札者が決定せず、なおくじ引きの対象者がいるときは、順次同様の手続を行う。

(入札結果の通知)

第22条 開札をした場合において落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を、落札者がいないときはその旨をシステムにより入札者に知らせる。

この場合において、落札者となった者には、システムにより落札者となった旨を通知する。

(再度入札)

第23条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第19条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。)は、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第12条の規定により辞退とされなかった者又は第16条及び第20条の規定により無効又は失効とされなかった者及び最低制限価格を設けた場合の最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

4 再度入札において入札参加者が入札を辞退するときは、あらかじめ指定された当該再度入札締切日時までに、システムにより辞退届の送信を、紙入札による場合はその旨の書面を提出しなければならない。

5 再度入札を行う場合において、再度入札の参加者は第11条の定めるところによる積算内訳書を作成しておかなければならない。この場合、初度の入札において作成した積算内訳書に訂正を行ったものも認めるものとする。

(再度入札の入札保証金)

第24条 前条の規定により再度入札をする場合においては、最初の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(落札者決定の取消し)

第25条 落札者と決定された者が次の各号のいずれかに該当することが、第28条の規定により契約が確定するまでの間に判明した場合は、当局において特別の理由があるときを除くほか、当該決定を取り消す。

(1) 第5条第2項に該当したとき。

(2) 第5条第4項各号に定める者に該当したとき。

- (3) 第5条第5項に定める事態に該当したとき。
- (4) その他著しく信用を失墜する行為があったとき。

第25条の2 落札者と決定された者が第5条第4項第2号に該当することが、第28条の規定により契約が確定するまでの間に判明した場合は、当該決定を取り消す。

(契約書等の作成)

第26条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、契約書に記名押印の上、提出しなければならない。ただし、契約書の作成を省略する場合にあっては、同期間内に、請書に署名又は記名押印の上、提出しなければならない。

なお、当局の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 3 契約書の提出があったときは、局長又はその委任を受けた者（以下「受任者」という。）が当該契約書に記名押印し、その1部を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第27条 契約書の作成を省略する場合は、落札者決定の後に、又はあらかじめ確認通知若しくは指名通知において指示する。

- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書を提出させる。

(契約の確定)

第28条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、局長又は受任者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金の返還)

第29条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては次の各号の区分により、その他の者に対しては落札決定後、これを返還する。

- (1) 第32条に規定する契約保証金の納付後又は第34条に規定する履行保証保険証券等の提出後
- (2) 契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後
- (3) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、請書の提出後

- 2 入札保証金の返還を受けようとする者は、入札保証金納付済証明書及び入札保証金還付請求書を提出するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第30条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの

期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第31条 入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、当局に帰属するものとし、入札保証金の納付に代えて提供された担保については、当局がこれを執行するものとする。

(契約保証金)

第32条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を、当局の発行する納付書により、契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）の提出前に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納付しない。

(1) 落札者が保険会社との間に当局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。このとき、当該履行保証保険契約は、次のアからウまでに規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならないものとする。

ア 落札者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

イ 落札者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

ウ 落札者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 確認通知又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金の納付方法)

第33条 契約保証金は、当局の発行する納付書により、契約書（契約書の作成を省略する場合においては、請書）提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

(履行保証保険証券等の提出)

第34条 落札者は、当局を被保険者とする履行保証保険契約又は、当局を被保証者とする保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は保証証書を提出しなければならない。

(利札の還付)

第35条 利札付債券を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第36条 第7条及び第30条の規定は、契約保証金について準用する。

(異議の申立て)

第37条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第38条 この心得に定めのない事項については、当局の指示するところによる。

附 則

この心得は、令和6年4月1日から施行する。

入札書様式（別記様式）

入札書																															
1 件名 																															
1 金額 <table border="1" style="display: inline-table; text-align: center; width: 100%;"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円											
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																					
上記金額をもって()ため、印刷請負契約における最低制限価格等設定案件競争入札等参加者心得(電子入札編)及び契約条項を承諾の上、入札します。																															
<table border="1" style="display: inline-table; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33.33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33.33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33.33%; height: 20px;"></td> </tr> </table> くじ番号																															
年 月 日																															
住 所																															
氏名・印																															
東京都水道局					殿																										

表

件名	東京都水道局
殿	

裏

氏名	住所

（注意事項）

- 1 入札書の大きさは日本産業規格A列4番とする。
- 2 金額はアラビア数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。
- 3 様式中()内は次の必要字句を使用すること。
 - (1) 請け負う
 - (2) 納入する
- 4 くじ番号は、任意で3桁のアラビア数字を必ず記入すること。
 なお、くじ番号の記載がない場合、不明な場合等は入札書記載金額の上3桁の数字とする。
 紙による入札書の到着順位については、入札締切り日時までになされた、システムによるすべての入札書の後とする。紙による入札書が複数ある場合は契約部署到着順とする。
- 5 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所氏名を明記すること。
 (受付票に記載されている内容どおりすべて明記すること。)
- 6 見積の場合は、「入札書」を「見積書」に、「入札します。」を「見積りします。」と修正すること。
- 7 郵便等による場合のあて名は、その都度指示する。